

## 高齢運転者の交通事故防止対策の推進について

〔平成 28 年 11 月 24 日〕  
交通対策本部決定

昨今の高齢運転者による交通死亡事故等の発生状況、今後の高齢運転者の一層の増加見込等を踏まえ、高齢運転者の交通事故防止について、関係行政機関における更なる対策の検討を促進し、その成果等に基づき早急に対策を講じるため、交通対策本部長の定めるところにより「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」を設ける。